			当する額 AI_{23} ＝ 0.02747 AI_{24} ＝ 0.02792 AI_{25} ＝ 0.028 AI_{26} ＝ 0.028 AI_{27} ＝ 0.027 AI_{28} ＝ 0.0257 AI_{29} ＝ 0.0259 AI_{30} ＝ 0.02596 $AI_{令元}$＝ 0.02561 $AI_{令2}$ ＝ 0.00114 $AI_{令3}$ ＝ 0.00157 $AI_{令4}$ ＝ 0.00353 AJ_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの、平成 26 年度から令和 4 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するもの及び平成 26 年度から令和 4 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち離島振興法第 2 条に基づき指定された離島振興対策実施地域において、平成 26 年度以降に地震津波対策として行われる道路の整備に係る公共事業のうち、特に離島の防災機能強化に資する事業に係るものの額に相当する額 AK_{26} ＝ 0.028 AK_{27} ＝ 0.027 AK_{28} ＝ 0.0257 AK_{29} ＝ 0.0259 AK_{30} ＝ 0.02596 $AK_{令元}$＝ 0.02561 $AK_{令2}$ ＝ 0.00114 $AK_{令3}$ ＝ 0.00157 $AK_{令4}$ ＝ 0.00353
11	河川費	河川の延長	算式 $\dfrac{B_{15} \times C_{15} + \sum_{n=15}^{17}(D_n \times E_n) + \sum_{n=15}^{17}(F_n \times G_n) + H \times 0.3 +}{185{,}000\text{円} \times A}$

			当する額 AI_{23} ＝ 0.02751 AI_{24} ＝ 0.029 AI_{25} ＝ 0.028 AI_{26} ＝ 0.028 AI_{27} ＝ 0.027 AI_{28} ＝ 0.0258 AI_{29} ＝ 0.0260 AI_{30} ＝ 0.02600 $AI_{令元}$＝ 0.00065 $AI_{令2}$ ＝ 0.00114 $AI_{令3}$ ＝ 0.00157 AJ_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの、平成 26 年度から令和 3 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するもの及び平成 26 年度から令和 3 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち離島振興法第 2 条に基づき指定された離島振興対策実施地域において、平成 26 年度以降に地震津波対策として行われる道路の整備に係る公共事業うち、特に離島の防災機能強化に資する事業に係るものの額に相当する額 AK_{26} ＝ 0.028 AK_{27} ＝ 0.027 AK_{28} ＝ 0.0258 AK_{29} ＝ 0.0260 AK_{30} ＝ 0.02600 $AK_{令元}$＝ 0.00065 $AK_{令2}$ ＝ 0.00114 $AK_{令3}$ ＝ 0.00157
11	河川費	河川の延長	算式 $\dfrac{\sum_{n=14}^{15}(B_n \times C_n) + \sum_{n=14}^{17}(D_n \times E_n) + \sum_{n=14}^{17}(F_n \times G_n) + \sum_{n=14}^{14}(H_n}{184{,}000\text{円} \times A}$